明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

# 官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

## 目次

〔告示〕

○構造改革特別区域計画の変更を認定した件（内閣府三七）　一
○特定国外派遣組織を指定する件（総務五三）　二
○公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律第三条第四項の規定に基づく公害防止対策事業を指定する件（同五四）　二
○外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第七条の規定による承認をした件（法務七三）　三
○日本国に帰化を許可する件（同七四）　三
○学校法人の寄附行為及び寄附行為の変更の認可に関する審査基準の一部を改正する告示（文部科学二七）　三
○大学、短期大学又は高等専門学校を設置する学校設置会社に関する審査基準の一部を改正する告示（同二八）　四
○保安林の指定をする件（農林水産五〇九～五一四）　四
○計量法第十六条第一項第二号ロの指定をした外国製造事業者を指定した件（経済産業三一）　五
○高速自動車国道に関する件（国土交通二〇六）　五
○海上保安庁の航空機の番号及び標識を定める件の一部を改正する告示（海上保安庁五〇）　六
○汚染状況重点調査地域を指定する件（環境一五）　六
○海上における空対空射撃訓練を実施する件（防衛三九～四二）　七
○海上における空対空射撃訓練及び試験並びに水上標的に対する射爆撃訓練及び試験を実施する件（同四三）　七
○海上における空対空射撃訓練及び水上標的に対する射爆撃訓練を実施する件（同四四）　七
○海上における水上標的に対する射爆撃訓練を実施する件（同四五）　八
○海上における水上標的に対する射撃訓練を実施する件（同四六～四九）　八
○道路に関する件（関東地方整備局四九）　八
○都市計画に関する件（中部地方整備局三〇、三一）　九
○道路に関する件（四国地方整備局二五、二六）　九
○高速自動車国道に関する件（同二七）　九
○都市計画に関する件（北海道開発局二五、二六）　九
○指定暴力団に係る公示事項の一部に変更があったことの告示（大阪府公安委二〇）　九

〔国会事項〕

諸事項　一〇

〔人事異動〕

内閣　内閣府　法務省　最高裁判所　一〇

〔叙位・叙勲〕　一一

〔皇室事項〕　一一

〔資料〕

閣議決定等事項　一二

〔公告〕

諸事項

裁判所
相続、公示催告、失踪、破産、特別清算、再生関係　一二

会社その他　一三

## 告示

**○内閣府告示第三十七号**

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第一項の規定に基づき、平成十七年内閣府告示第五十三号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を平成二十四年二月十日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年二月二十八日

内閣総理大臣　野田　佳彦

一　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　福島市及び福島県相馬郡飯舘村

二　構造改革特別区域の名称　大いなる田舎・まではいライフいいたて推進特区

三　構造改革特別区域の範囲　福島県相馬郡飯舘村の全域及び福島市の区域の一部（旧飯野町大字大久保字境川三八、梗ノ木作五六及び梗ノ木作六六）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

四　変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）　特定農業者による特定酒類の製造事業（七〇七（七〇八））

**○総務省告示第五十三号**

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十四年二月二十八日

総務大臣　川端　達夫

一　名　称　ゴラン高原派遣輸送隊

二　国外派遣期間　平成二十四年三月一日から平成二十四年九月三十日まで

三　派遣人数（概数）　四十五人程度

四　派遣地域　イスラエル国及びシリア・アラブ共和国